## 中播磨(市川流域圏)地域総合治水推進計画の改定について

平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月の台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生しました。また、全国各地で頻発・激甚化する豪雨に対応するため、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識\*社会の再構築に向けた取り組みが必要となってきています。

洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するため、「水防法等の一部を改正する法律」が平成 29 年 5 月に公布、同年 6 月に施行されました。

中播磨(市川流域圏)地域では、総合治水の更なる推進を図るため、推進計画について、「①水防法の改正を踏まえた見直し」を行うとともに、総合治水条例施行から5年の節目かつ本計画期間の概ね中間年に当たることから、各取組の進捗状況とその効果等を踏まえた「②時点更新による見直し」を行う。

			総合治水推進計画の主な見直し箇所と内容
項目	頁		内 容 【①水防法の改正を踏まえた見直し ②時点更新による見直し】
はじめに	_	1	・改定の趣旨の追加
1. 計画地域の概要	P1~42	2	・統計資料の更新に伴う見直し ⇒土地利用、計画地域内人口、気温、降水量 ・平成 23 年以降の浸水被害状況の追加、河川整備・下水道整備の進捗状況を反映
2. 総合治水の基本的な目標	P43~44		<del>-</del>
3.総合治水の推進に関する基	P45~50	2	・夢前川河川整備計画が策定されたことに伴う見直し
本的な方針			
4. 河川下水道対策	T		
4-1. 河川の整備及び維持	P51~59	2	・河川事業進捗に伴う図表等の見直し ・中上流部における緊急的な取り組みとして、越知川を追加
4-2. 下水道の整備及び維持	P60	2	・今後の取組の見直し ⇒貯留施設の整備、雨水ポンプ場の整備 等(姫路市)、ポンプ場の増設(高砂市)
5. 流域対策			
5-1. 調整池の設置及び保全	P61~64	_	_
5-2. 土地等の雨水貯留浸透機 能		2	・これまでの取組の見直し ⇒平成 28 年度に溝口駅前広場と松原ノ荘公園に雨水地下貯留施設の設置 (姫路戸・今後の取組の見直し ⇒雨水地下貯留施設を設置予定 (姫路市) 等
5-3. 貯水施設の雨水貯留容量の確保	P86~88	2	・これまでの取組の見直し ⇒雨水貯留機能を高めるため池整備指針による改修ため池の整備(姫路市)等
5-4. ポンプ施設との調整	P89~91		- これなどの収配の元直と 一一内が知 自成能を同めるため恒正開刊可による以下にの他の正開(堀町刊) 中
5-4. ホンク旭設との調整 5-5. 遊水機能の維持			
	P92	_	<del>-</del>
5-6. 森林の整備及び保全	P93~95	_	<del>-</del>
5-7. (参考)山地防災・土砂災害対策	P96	<b>—</b>	<del>-</del>
6. 減災対策	T		
6-1. 浸水が想定される区域の 指定	P97~100	1	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に関連する取組を記載 ⇒(県)水位周知河川等(県管理河川全体)の想定し得る最大規模の降雨での浸水想定区域図を順次作成し 周知する。
			⇒ (県) 想定最大規模の降雨における浸水想定区域図についても、CG ハザードマップに追加し、充実を図る ⇒ (市町) 想定し得る最大規模の降雨での浸水想定区域図を対象としたハザードマップを順次実施を検討るとともに、ハザードマップのさらなる周知に努める。
			⇒ (県・市町) 想定し得る最大規模の洪水を対象とした浸水区域も踏まえた地先での実績浸水深や避難所
			案内表示等についても今後検討していく。
6-2. 県民情報の把握	P101	_	<del></del>
6-3. 浸水による被害の発生に 係る情報の伝達	P101~115		<ul> <li>・ホットラインに関連する取組を記載</li> <li>⇒ (県・市町) 県と沿川市町とのホットラインを構築しており、毎年、出水期前に開催している水防連絡を活用し、連絡体制を確認する。(ホットラインの説明の追加)</li> <li>・水害対応タイムラインに関連する取組を記載</li> <li>⇒ (県・市町) 避難勧告発令型のタイムラインを策定しており、毎年、出水期前に開催している水防伝達</li> </ul>
		2	習等を活用し、タイムラインの検証に努める。(タイムラインの説明の追加) ・今後の取組の見直し ⇒新たな情報伝達手段の検討(朝来市) 出前講座等による住民周知及び水防意識の高揚(姫路市) ・アンダーパス設置箇所の追加 ⇒市道置塩134号線(姫路市)
6-4. 浸水による被害の軽減に 関する学習	P116~120		<ul> <li>・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に関連する取組を記載</li> <li>⇒ (市町) 想定し得る最大規模の降雨を対象とした、手作りハザードマップ、まるごとまちごとハザードップ等の取組について実施を検討する。</li> <li>(姫路市) 出前講座や訓練等での活用を検討する</li> <li>・今後の取組の見直し ⇒防災教育等に活用できる総合治水を題材とした映像ソフトを制作し、提供(県)</li> </ul>
6-5. 浸水による被害の軽減のための体制の整備	P121~125	1	・今後の取組の修正・追記 ⇒ひょうご防災リーダー講座への積極的な参加を呼びかける。(市川町) 等 ・広域避難体制の構築に関連する取組を記載 ⇒ (県・市町) 大規模な氾濫に対して、より広域的・効率的に水防活動が実施できるよう、関係者の協力 容等について検討を行う。
			⇒ (県) 先行事例を市町に周知するなど、技術的な支援を実施する。 ⇒ (市町) 想定し得る最大規模のハザードマップ等の水害リスク情報等を踏まえた広域的な避難場所およ避難経路について検討する ・ 要配慮者利用施設に関連する取組を記載 ⇒ (市町) 要配慮者利用施設における避難確保訓練および避難訓練の実施を検討する。
			・今後の取組の見直し ⇒名簿の更新の実施と地域の要援護者の避難誘導等の支援体制の確立(市川町)等
6-6. 訓練の実施	P126	2	・これまでの取組の見直し ⇒2年に1度、水防訓練を実施(市川町) 等
6-7. 建物等の耐水機能	P127	1	・建物の耐水化に関連する取組を修正 ⇒ (県・市町) 地域防災計画に定める防災拠点施設や避難所・ポンプ施設等に浸水が見込まれる場合は、 水対策の必要性を検討し、実施する。(避難所・ポンプ施設等を追加)
6-8. 浸水による被害からの早期の生活の再建	P128	2	・フェニックス共済加入状況の修正
7. 環境の保全と創造への配慮	P129~130	2	・ワンド・たまりの説明文追加
8. 総合治水を推進するに当たって必要な事項			・モデル地区として、八家川地区(姫路市)を追加
9. モデル地区での取組	P133~144	2	・八家川地区(姫路市)における取組内容を追加
改訂履歴	P145	2	・改訂履歴を追加
参考資料	参-1 ~	2	・中播磨地域総合治水推進計画施策一覧 を修正
シ つ 只介	参-1 参	4	・中播層地域総合石水推進計画地東一見 を修正 ・IR 橋梁丁区における洪水に対する河川改修効果の試算 を追加

・JR 橋梁工区における洪水に対する河川改修効果の試算 を追加

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等	中播磨(市川流域圏)
(1)大規模氾濫減災協議会			取組方針
7.7.7.1关儿!無例关 IIII	【国・都道府県管理河川共通】 ・「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会を設置し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進。	【国管理河川】 ・平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく協議会を、改正水防法に基づく「大規模氾 濫減災協議会」へ移行。水防法の改正を受けて、「地域の取組方 針」を再確認し、減災対策を充実。	
・大規模氾濫減災協議会 の設置	【国管理河川】 ・平成28年度までに全ての河川を対象に「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を全129地区で設置し、5年間の取組内容を「地域の取組方針」としてとりまとめ。 【都道府県管理河川】 ・平成29年5月までに「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を175地区で設置。	【都道府県管理河川】 ・平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、改正水防法に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会「へ移行、又は新たに「都道府県大規模氾濫減災協議会」を設置し、各協議会において「地域の取組方針」をとりまとめ。 ※「大規模氾濫減災協議会」及び「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。 【国・都道府県管理河川共通】	
		・毎年、店舗会を開催して取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施。 ・協議会の取組内容等についてホームページ等で公表。	
(2)円滑かつ迅速な避難のた。	l めの取組	THE TOTAL PROPERTY OF THE PROP	
①情報伝達、避難計画等に		【都道府県管理河川】	(=1, +=0 T-40, =1 = 1 + 1 + 4 + 1
・洪水時における河川管理者からの情報提供	・国管理河川では109水系に係る全ての市町村でホットライン構築。 【都道府県管理河川】 ・都道府県管理河川ではホットライン12県249	【命追府宗官培河川】 ・協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、洪水予報河川 及び水位周知河川の沿川市町村等と河川管理者において、ホット ラインを構築。	(これまでの取組、計画地域全体 県) ・水位周知河川の沿川市町村との ホットラインの構築 (これまでの取組、計画地域全体 市町)河川管理者とのホットライ ンの構築
等(ホットラインの構築)	・平成29年2月に都道府県向けに「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン(案)」を作成・通知。	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認。	【計画本文P103】 (今後の取組 計画地域全体 県、市町) ・水防連絡会を活用した避難態勢 の確認 【計画本文P103】
	理者、市町村、気象台等が連携し、避難勧告	【国管理河川】 ・平成29年度に、全国20地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者(※1)による多様な防災行動(※2)を対象とした水害対応タイムラインの取組を先行して検討するとともに、協議会の場等を活用て、その取組の拡大を図る。	
・避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の 連邦パルマサルタイル	等に加え、様々な関係者(※1)による多様な防災行動(※2)を対象とした水害対応タイムラインを作成。	・平成29年度中に、協議会の場等を活用して、洪水予報河川及び 水位周知河川の沿川等で対象となる市町村を検討・調整し平成33 年度までに水害対応タイムラインを作成。	(これまでの取組、計画地域全体 県、市町) ・水害対応タイムラインの作成 【計画本文P103】
イン)	ライフライン事業者の対応 【都道府県管理河川】 ・平成29年4月までに、15府県117市町村で水 害対応タイムラインを作成。	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。	(今後の取組、計画地域全体 県、市町) ・水防伝達演習等を利用したタイ ムラインの検証 【計画本文P103】
	・平成28年8月に都道府県に対して「タイムライン(防災行動計画)作成・活用指針(初版)」を通知。 ・平成29年4月に都道府県に対して「水害対応	・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を 実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施し て、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害 対応タイムライン等を見直し。	
	タイムラインの作成等について」を通知。		
東京体験性の単位に	【都道府県管理河川】 ・平成29年3月に都道府県に対し「水位周知河 川等の指定促進について」を通知。 ・平成29年3月に「地域の水害危険性の周知に 関するガイドライン」公表し、都道府県に通知。	【都道府県管理河川】 ・協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の法水予報河川、水位園知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」にとりまとめ。 ・平成33年度を目途に、市町村の役場等に係る河川の内、現在、	
・水害危険性の周知促進		未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供(水害危険性の周知)。(既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ約2,500河川で水害危険性を周知。)	
		・毎年、協議会において、水害危険性の周知の実施状況を確認。	

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等	中播磨(市川流域圏) 取組方針
	【国管理河川】 ・平成29年6月15日までに国管理河川68水系 412市町村で洪水情報のブッシュ型配信を運用 開始。	【国管理河川】 ・平成32年度までに全109水系の洪水予報指定河川で洪水情報の ブッシュ型配信を運用開始。	AN (CL) JE
・ICTを活用した洪水情 報の提供	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成28年3月に「川の防災情報」をリニューア ルし、スマートフォン版サイトを提供開始(GPS による現在位置表示機能の追加、河川監視用 カメラのライブ画像の提供開始等)。		
		【都道府県管理河川】 ・都道府県がICTを活用した洪水情報等の住民周知を行うに際し、 「川の防災情報」をプラットホームとして提供するなど技術的な支援 を実施。	
	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成28年4月に「水害ハザードマップ作成の 手引き」を改定し、広域避難に関する基本的な 考え方を記載。	きない場合等においては、協議会の場等を活用して、隣接市町村	(今後の取組、計画地域全体 市町) ・水害リスク情報等を踏まえた広域的な避難場所および避難経路
・隣接市町村における 避難場所の設定(広域		等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施。 ・また、必要となる避難場所、避難路の整備にあたっては、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施。 【国管理河川】	について検討するとともに、要配 慮者利用施設における避難確保 訓練および避難訓練の実施を検討する。 【計画本文P124】
避難体制の構築)等		・平成32年度までに隣接市町村等への広域避難体制を構築。	
		【都道府県管理河川】 ・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。	(今後の取組、計画地域全体 県) ・県は、国管理河川等における先 行事例を市町に周知するなど、技 術的な支援を実施する。 【計画本文P124】
	【国・都道府県管理河川共通】 ・要配慮者利用施設への説明会の開催。 (平成29年6月までに全47都道府県で実施済み)	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、兵庫県、岡山県、岩手県においてモデル施設を選定し、避難確保計画を作成。とりまとめた知見については、協議会等の場において共有。	
	・平成29年6月に「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を改訂するとともに、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を作成。	・平成33年度までに対象の要配慮者利用施設(浸水:31,208施設、 土砂災害:7,325施設(重複含む)※)における避難確保計画の作成・避難訓練を実施を目指す。(※平成28年3月現在の施設数)	(今後の取組、市川町) ・名簿の更新の実施と地域の要技 護者の避難誘導等の支援体制の 確立
・要配慮者利用施設に	・平成29年6月に「土砂災害警戒避難ガイドライン」を改訂するとともに、「避難確保計画作成の手引き」(土砂災害)を作成。		【計画本文P124】
*安田・原名州州・成別における経典計画の作成 おける避難計画の作成 及び避難訓練の実施			(今後の取組、計画地域全体 市 ・水害リスク情報等を踏まえた広域的な避難場所および避難経路 について検討するとともに、要配 虚者利用施設における避難確保 訓練および避難訓練の実施を検 討する。 (計画本文内104)
		・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。	【計画本文P124】
		・平成29年7月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂予定。	
②平時からの住民等への周			
・想定最大規模の洪水 に係る浸水想定区域図	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成27年7月に想定し得る最大規模の降雨に 係る基準を告示。	【都道府県管理河川】 ・平成30年出水期までに、協議会の場等を活用して、今後5年間で実施する根定最大規模の降雨による浸水規定区域図等の作成・公表の予定を検討し、「地域の取組方針」にとりまとめ、順次作成・公表。	(今後の取組、計画地域全体 県) ・水位周知河川等(県管理河川全 体)の想定し得る最大規模の降雨 での浸水想定区域図を順次作成 し、周知する。 【計画本文P97】
等の作成と周知			(県) ・さらに、想定し得る最大規模の 降雨における浸水想定区域図に ついても、CGハザードマップに追加し、充実を図る。 【計画本文P98】

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等	中播磨(市川流域圏) 取組方針
	[国・都道府県管理河川共通] ・平成28年4月に「水害ハザードマップ作成の 手引き」を改定。 ・平成29年6月に「まるごと・まちごとハザード	[国・都道府県管理河川共通] ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び 訓練等への活用に関する優良事例を収集して、適宜、「水害ハ ザードマップ作成の手引き」を充実し、市町村に提供。	以和.力 針
	マップ実施の手引き」を改定。	・想定最大規模の洪水による浸水想定区域図が作成された場合は、市町村において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知。	(今後の取組、計画地域全体 市町) ・想定し得る最大規模の降雨での 浸水想定区域図を対象としたハ ザードマップを順次検討を実施す るとともに、ハザードマップのさら なる周知に努める。 【計画本文P97】
		・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土 交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周 知。	
<ul><li>・水害ハザードマップの 改良、周知、活用</li></ul>		AH:。 ・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討した上で実施。	(今後の取組、朝来市) ・浸水深表示板の設置 【計画本文P97】
			(今後の取組、朝来市)・今後、市の作成した防災マップで基に地区独自の手作りハザード推進する。(今後の取和したマップの有効が開発をできる。は今後の取和したマップの方法を継続して前げです。)今後、町の作成が一下マップに、下のでは、一下ででは、一下ででででででででででででででででででででででででででででで
	【都道府県管理河川】 ・平成29年6月に都道府県に対し浸水実績等	【都道府県管理河川】 ・平成29年度中に協議会の場等において各構成員が既に保有す	(今後の取組、県、市町)また、県及び市町は、想定し得る 最大規模の洪水を対象とした浸 水区域も踏まえた地先での実績 浸水深や避難所の案内表示等に ついても今後検討していく。 【計画本文P100】
・浸水実績等の周知	の把握・周知の方法、留意点等についてまとめ た説明資料を提供。	<u>る浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住</u> 民等に周知。	

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等	中播磨(市川流域圏)
天肥り る肥束			取組方針
・防災教育の促進	【国管理河川】 ・平成27年11月に、文部科学省と連携し、「国土交通省等と連携した防災教育の取組について」、「防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について」を作成。 ・平成28年度より、教育関係者等と連携して、継続的に防災教育を実施する学校(28校)を決定し、指導計画の作成等の支援を開始。	【国管理河川】 ・平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手。  【国・都道府県管理河川共通】 ・平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。 (防災に関する内容が強化された新学習指導要領に基づく授業がH32年度から開始されることも念頭に実施)	(県) ・小学校の防災教育等に活用できる総合治水を題材とした映像ソフトを制作し、小学校へ提供する。 【計画本文P116】
③円滑かつ迅速な避難に資	でする施設等の整備に関する事項		
	<危機管理型水位計>   国管理河川] ・平成29年6月、革新的河川管理プロジェクト (※1)で開発中の危機管理型水位計(※2)に トスまけを入りませる。	<危機管理型水位計 >   国・都道府県管理河川共通 ] ・国において平成29年度中に危機管理型水位観測規定等を作成。	
	よる試験計測を開始。	【国管理河川】 ・平成29年度中に危機管理型水位計配置計画を公表。	
		・危機管理型水位計配置計画に基づいて、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。	
		【都道府県管理河川】 ・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・ 調整し、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を 確認。	
・危機管理型水位計、 河川監視用カメラの整 備	⟨河川監視用カメラ⟩ 【国管理河川】 ・平成27年関東・東北豪雨を受けて、国管理河川 川において、河川監視用カメラ配置計画を見直し、洪水に対してリスクが高い全ての区間(※3) に設置完了。		
	(※1) IT、航空測量技術等の最新技術をオープン・ イノベーションの手法によりスピード感をもって河川 管理への実装化を図り、河川管理及び災害対応の 高度化を図るプロジェクト (※2) 低コストで自治体でも導入しやすいクラウド	【国管理河川】 ・河川監視用カメラの配置計画を見直し(設置目的に応じた性能最適化・集約化等)、順次整備を実施。	
	型・メンテナンスフリー水位計 (※3) 平成28年1月時点	【都道府県管理河川】 ・協議会の場等を活用して、河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。	
・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型	【国管理河川】 ・平成27年関東・東北豪雨を受け、氾濫リスク が高いにもかかわらず、当面の間、上下流バラ ンスの観点から、堤防整備に至らない区間など 約1,800kmについて危機管理型ハード対策に		
ハード対策)	着手。 ・平成29年3月までに約541kmの対策を実施。	【都道府県管理河川】 ・実施箇所の優先区間を定めて、協議会で確認し、順次整備を実施。	
・河川防災ステーションの整備	【都道府県管理河川】 ・平成29年3月までに河川防災ステーションを 27水系38河川39箇所整備。	【国·都道府県管理河川共通】 ·協議会の場等を活用して、河川防災ステーションの整備を進める とともに、関係機関と情報を共有し市町村等の円滑な水防活動 等、活用方策を検討・調整。	-

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等	中播磨(市川流域圏)		
(3)的確な水防活動のための!			取組方針		
	①水防体制の強化に関する事項				
・重要水防箇所の見直	【国管理河川】 ・平成27年10月に、各地方整備局へ重要水防 箇所の点検・見直しなどを含む「平成27年9月 関東・東北豪雨を受けた「避難を促す緊急行 動」の実施について」を通知。	[国・都道府県管理河川共通] ・毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川 管理者と水防活動に重要水防箇所や水防資機材等について河川 管理者と水防活動に関わる関係者(水防活動に係る建設業者を含 ないが共同して点検を実施。			
し及び水防資機材の確認					
・水防に関する広報の 充実(水防団確保に係 る取組)	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年5月(北海道は6月)に、水防活動に関す る住民等の理解を深めるため、水防月間を実 施。 ・毎年2月、水防団員の意識啓発のため、水防 功労者表彰を実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施。			
・水防訓練の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、水防団等の技術力向上のため、水防 月間に水防訓練を実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、訓練内容の検討、調整をして実施。			
・水防団間での連携、 協力に関する検討	_	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効率 的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検 討・調整。	(今後の取組 県、市町)・県・市町は、大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整を行う。 [計画本文P122]		
② 市町村庁舎や災害拠点症	病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化				
・市町村庁舎や災害拠 点病院等の施設関係者 への情報伝達の充実		[国・都道府県管理可川共通] ・協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害 拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪 水時の情報伝達体制・方法について検討。			
・市町村庁舎や災害拠 点病院等の機能確保の ための対策の充実(耐 水化、非常用発電等の 整備)	_	【国・都道府県管理河川共通】・協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害機島疾等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況については協議会で共有。			
(4)氾濫水の排水、浸水被害車	 圣滅に関する取組				
・排水施設、排水資機材の 運用方法の改善及び排水 施設の整備等	_	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水害リスク情報を共有するとともに、現況の施設・機材の情報について共有。 ・各施設管理者において施設の増強や耐水化等の対策を順次実施。	(県、市町) (県、市町) 足び市町は、地域防災計画に 定める防災拠点施設や避難所・ ポンプ施設等に浸水が見込まれ る場合は、耐水対策の必要性を 検討し、実施する。 [計画本文P127]		
		【都道府県管理河川】 - 国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。			

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等	中播磨(市川流域圏) 取組方針
・浸水被害軽減地区の指	_	【国・都道府県管理河川共通】 ・水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の参考となるよう、浸水エリアの拡大を抑制する効用があると認められる土地に係る情報(地形データや氾濫シミュレーション結果等)提供を実施。 ・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定については、協議会の場等を活用して指定の予定や指定にあたっ	
定		ての課題を水防管理者間等で共有し、連携して指定に取り組む。	-
。 )河川管理施設の整備等に 	□ 関する事項  【国管理河川】 ・平成27年関東・東北豪雨を受け、優先的に整	【国管理河川】 ・平成32年度までに対策延長約1,200kmを整備。	
・堤防等河川管理施設の 整備(洪水氾濫を未然に防	備が必要な区間約1,200kmの内、平成29年3月 末時点で、184km実施。		
ぐ対策)		【都道府県管理河川】 ・河川の整備状況、整備方針等を協議会で共有、優先区間を定め て順次実施。	
・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の	【国管理河川】 ・平成27年関東・東北豪雨を受け、氾濫リスク が高いにもかかわらず、当面の間、上下流バラ ンスの観点から、堤防整備に至らない区間など 約1,800kmについて危機管理型ハード対策に		
工夫(危機管理型ハード対策)	着手。 ・平成29年3月までに約541kmの対策を実施。	【都道府県管理河川】 ・実施箇所の優先区間を定めて、協議会で確認し、順次整備を実施施。	
	【国・都道府県管理河川共通】 ・既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の 施設改良によるダム再生を全国20ダムで実 施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施。	
	【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」について、国・水資源機 構管理の123ダムで操作規則等の総点検を開 始。	・既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等を施設改良によるダム 再生を実施。	
・ダム再生の推進		【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」について、国・水資源機構管理ダムにおいて、操作規則等の総点検を平成29年度中に実施し、結果を踏まえて関係機関と調整を行い、運用を見直し。	
		・水系ごとの治水上・利水上の課題の検討や、ダムの施設改良の 候補箇所の全国的な調査、具体的な箇所でのダム施設改良の実 施に向けた諸元等の検討を行うなど、施設改良によるダム再生を 推進する調査を推進。	
		・ダムの洪水調節機能を十分に発揮させるため、流下能力の不足によりダムからの放流の制約となっている区間の河川改修を推進。	
	<提作が不用な樋門等の導入> 【国管理河川】 ・平成29年3月に「樋門・樋管ゲート形式検討の 手引き」(案)を作成。	<	
・樋門・樋管等の施設 の確実な運用体制の 確保		【都道府県管理河川】 ・国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無動力化の取組について情報提供し、都道府県河川における無動力化の推進に資する技術的助言を実施。	
		【国·都道府県管理河川共通】 ・平成29年度内に津波浸水リスクの高い地域等において、水門等 の自動化	
		・遠隔操作化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を 実施。	-
	F per alle service and a	<確実な施設の運用体制確保> 【国管理河川】 ・市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を実施。	
	【国管理河川】 ・平成29年4月、河川管理及び災害対応の高度化に向けた革新的河川管理プロジェクト(※1)で開発中の陸上・水中ドローン(※2)および全天候型ドローン(※3)による試験飛行・試験計測を開始。	【国管理河川】 ・平成29年度中に、河川堤防や河床の形状を面的に計測し河川管理の高度化を図る陸上・水中ドローンと、降雨・強風時でも飛行し災害発生現場等の映像等を迅速に収集する全天候型ドローンを開発し、平成30年から開発したドローンを順次配備予定。	
・河川管理の高度化の 検討	(※1)IT、航空測量技術等の最新技術をオープン・イノベーションの手法によりスピード感をもって河川管理への実装化を図り、河川管理及び災害対応の高度化を図るプロジェクト(※2)陸上・水中を上空からレーザーで測量するドローン	【都道府県河川】 ・開発したドローンについて平成29年度内に国から都道府県へ情報提供。	
	(※3)降雨・強風時でも飛行し、情報を収集するドローン		

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等	中播磨(市川流域圏) 取組方針
(6)減災・防災に関する国の支	接		
・水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	【都道府県管理河川】 ・平成29年度より防災・安全交付金の制度を拡充。(ハード対策を実施している河川の沿川におけるソフト対策だけでなく、流域内で実施するソフト対策についても新たに防災・安全交付金の対象)	【都道府県管理河川】 ・防災・安全交付金により、水防災意識社会再構築の取組を支援。	
・代行制度による都道府県に対する技術支援	な技術力等が必要な工事について、都道府県 から要請があった場合に国・水資源機構が代 行する制度を創設。		
	【国・都道府県管理河川共通】 ・浸水ナビ、ハザードマップポータルサイト等に より、浸水想定区域等の水害リスク情報を公 表。	当部局等に対し、水害リスク情報を提供。	
・適切な土地利用の促進	【国管理河川】 ・立地適正化計画の作成を検討している市町村のまちづくり部局に対し、直接水害リスク情報を説明。	・国において、災害危険区域を適切に指定促進するため、関係部局と連携して平成29年度中を目途に災害危険区域指定に係る事例集を作成し地方公共団体へ周知。 ・不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。	
	・不動産関連事業者に対し、水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。 【国・都道府県管理河川共通】		
	·大規模地震や大規模水害に対しTEC-FORCE	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転するため、初 動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成 プログラムを作成し、これに基づき研修・訓練等を全地方整備局等 で実施。	
・災害時及び災害復旧に 対する支援	- 国土交通大学校、地方整備局が実施する研修等における地方公共団体職員受け入れ枠を拡大。	・国による地方公共団体等への支援充実に加え、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図るため、災害発生時に各地方整備局等から被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被	
以りの人族	・国、都道府県等の関係者が一体となった実動 訓練等を実施。(平成28年実績18回)	災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実。	
	・平成29年4月に、「災害復旧・改良復旧事業に おけるICTの活用について(事例集)」及び 「TEC-FORCEによる被災状況調査における ICTの活用促進と最近の活用事例」等を作成。		
・災害情報の地方公共団 体との共有体制強化	【国管理河川】 ・平成27年9月から、DiMAPS(統合災害情報システム)の運用を開始。	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成29年度中に、DIMAPSの利用促進に向け、全都道府県に対する説明を実施し、都道府県と災害情報共有を強化。	